

広島市地域猫活動支援事業実施要領

1 目的

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念に基づき、地域住民が野良猫と共生しながら、猫に関する地域の問題の解決を図る活動を支援するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 飼い猫 所有の意思のある特定の者の管理下にある猫をいう。
- (2) 野良猫 地域に住みついている特定の飼い主のいない猫をいう。
- (3) 地域猫 野良猫のうち、地域住民の認知と合意の下で、地域住民により適切に管理され、手術をして一代限りの寿命を全うさせるものをいう。
- (4) 地域猫活動 地域のルールに基づいて地域住民が地域猫と共生しながら地域猫の数を減らし、猫を原因とする生活環境等の被害を軽減させる活動をいう。
- (5) 手術 卵巣及び子宮又は精巣を摘出する不妊去勢手術をいう。
- (6) TNR 野良猫を捕獲し、手術を実施し、もとの場所に戻すことをいう。
- (7) 活動地域 地域猫活動を行う地域をいう。

3 地域猫活動の支援の対象

広島市動物愛護センター（以下「センター」という。）は、「広島市地域猫活動ガイドライン」（平成28年2月策定）の趣旨に沿って、原則として次の活動を継続的に実施できる広島市内の町内会・自治会等及び同一世帯ではない2人以上の成人が含まれているグループ（以下「活動団体」という。）を対象に支援するものとする。

なお、グループの場合は、代表者及び代表者を含む構成員の半数以上は、市内に在住又は在勤し、代表者及び構成員の1人以上は活動地域に居住又は在勤しているものとする。

- (1) 活動を行う地域の範囲が明確であり、管理する猫を把握していること。
- (2) エサやり、トイレの場所を活動地域内に設け、その設定に当たっては、当該場所の所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (3) 地域猫活動について地域の合意形成を図ること。
- (4) 地域猫活動について地域に周知すること。
- (5) 地域猫の適正な管理及び苦情処理を行うこと。
- (6) 地域猫のTNRを計画的に実施すること。
- (7) 飼い猫の適正飼養について地域に啓発すること。
- (8) 年度中の活動に関する報告を、翌年度の5月末日までに提出すること。また、年度中であってもセンターから活動報告提出の要請があるときは速やかに提出すること。

4 地域猫活動の支援の内容

活動団体から要請があった場合は、センターは必要に応じて次の支援を行う。

- (1) 地域の合意形成の支援（役員会、地域の説明会等への職員の派遣）
- (2) 地域猫活動の具体的な方法の助言、啓発資料の提供等
- (3) 現地調査への職員の派遣

- (4) 地域猫の手術の実施（猫の捕獲及び搬送を除く。実施方法の詳細は別に定める。）
- (5) ボランティアの紹介

5 支援の申請・承認及び取消

- (1) 地域猫活動の支援を受けようとする活動団体は、活動団体の代表者を申請者として地域猫活動支援申請書（別紙様式1）に別表で定める書類を添付してセンターに提出するものとする。
- (2) センター所長は、(1)の申請書類が提出されたときは、活動内容について申請者に確認のうえ支援の承認を決定し、別に定める注意事項を添付して地域猫活動支援承認書（別紙様式2）を申請者に交付する。
- (3) 活動団体は、申請事項に変更があった場合は、速やかに地域猫活動支援申請事項変更届（別紙様式3）を、必要に応じて添付書類を添えて、センターに提出するものとする。
- (4) センター所長は、次のいずれかに該当する事態が生じた場合には、支援の承認の決定を取り消すことができる。
 - ア 活動状況等が支援申請の内容と著しく異なることが判明したとき。
 - イ 3に定める内容を実施していないとセンター所長が判断したとき。
 - ウ 申請者から地域猫活動支援承認取下げ願（別紙様式4）の提出があったとき。

6 活動状況の報告

センターの支援を受けて地域猫活動を実施している活動団体は、センターから求められた場合は地域猫活動報告書（別紙様式5）を提出するものとする。

7 その他

この要領に定めのあるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正前に、現に承認を受けた町内会・自治会等については、5(1)及び(2)の規定は、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

(別紙様式一覧)

- 1 地域猫活動支援申請書(様式1)
- 2 地域猫活動支援承認書(様式2)
- 3 地域猫活動支援申請事項変更届(様式3)
- 4 地域猫活動支援承認取下げ願(様式4)
- 5 地域猫活動報告書(様式5)

(別表(5(1)関係 地域猫活動支援申請に係る添付書類(申請書以外))

- 1 地域猫活動実施計画書(別添1)
- 2 活動場所(エサやり、トイレの設置、捕獲等を行う場所)を含む活動地域を表す地図
- 3 その他、センター所長が必要と認める書類